

Microsoft 365 Copilot/Google Gemini 活用研修等業務委託 プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、Microsoft 365 Copilot/Google Gemini 活用研修等業務を委託する者を、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

(プロポーザル参加資格要件)

第2条 Microsoft 365 Copilot/Google Gemini 活用研修等業務委託プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする(ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に公告時点で下記の「業種分類」で名簿に登録があること。
 - ・ 2912 その他業務 研修・指導
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領(平成 17 年伊勢市訓令第 20 号)の規定による資格(指名)停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。

(プロポーザル参加仕様書)

第3条 プロポーザルの仕様については、別紙 1「プロポーザル仕様書」のとおりとする。

(選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、Microsoft 365 Copilot/Google Gemini 活用研修等業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名とする。
- (2) 委員会は、定数の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(5)委員長は、委員会を招集し、統括する。

(6)委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(7)委員長及び副委員長にともに事故があるとき又は欠けたときは、デジタル政策課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(スケジュール)

第6条 プロポーザルのスケジュールについては、別紙1「プロポーザル仕様書 5 スケジュール」のとおりとする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施にかかる庶務は、情報戦略局デジタル政策課スマートシティ推進係が行う。